

第 28 回支援連絡調整会議 議事録

日 時：2015 年 10 月 20 日(火) 10:00~12:00
場 所：米崎地区コミュニティセンター 休憩室
出席者：18 団体 27 名（オブザーバー3 団体 4 名含む）
進行：酒井（事務局）
文責：酒井・佃（事務局）

1. 事務局連絡（10:00~10:05）

➤ 健康のつどい NPO ブース設置について

市主催「健康のつどい」（11/22）がコミュニティホールで「AIDS 文化フォーラム」と抱合せて、震災後初めて開催される。健康推進課から NPO の活動を紹介する場所を設けたいと話を受け、プラットフォームがとりまとめて NPO ブースを設置する。テーマは“健康づくりを通じた地域づくり”。ブースを出す団体は事務局で選考済みだが、それ以外にチラシやリーフレット・ポスターを設置する場所を置く予定。

そこで、“健康・福祉”というテーマに限らず広く設置資料を募集したい。資料設置を希望する団体がありましたら、10 月中に事務局までお知らせ頂きたい。

※NPO ブースは休憩室も兼ねて、来場者が自由に入出りできるスペースとなる。

2. 講演（10:05~11:20）

- 『弁護士仮設住宅巡回活動から見えてくる被災者の抱える問題の傾向と課題』
いわて三陸ひまわり基金法律事務所 在間康文弁護士

仮設住宅弁護士巡回活動の経緯

2011 年 4 月、認定 NPO 法人難民支援協会が関東の弁護士有志と協働して避難所で「お悩みごと相談会」をスタート。2012 年 3 月、いわて三陸ひまわり基金法律事務所が開設。同年 7 月から現地の弁護士が主体となり陸前高田市の委託事業として継続している。

活動の実施体制

市から委託を受けた現地弁護士（ひまわり基金法律事務所）が、岩手県弁護士会および現地 NPO と協働。それぞれの強みを活かして周知等を行い（市→年度計画策定、自治会長への通知、市広報への予定表掲載や入居者への文書回覧。NPO→1 週間前に活動住宅でチラシ全戸配布。弁護士→当日各戸に声掛け）、陸前高田市・住田町の仮設住宅約 50 か所を 1 年間で訪問している（平均週 1 回）。

参加者・質問等の状況・推移

弁護士に相談することへの物理的ハードル（距離・時間・お金）、心理的ハードル（敷居の高さ、周囲の目など）がある地域だが、巡回訪問することで物理的ハードル、お茶っこのなかで相談できる環境にすることで心理的ハードルを下げることに繋げている。

- ・ 2012 年度-303 人の参集、174 件の相談・質問
- ・ 2013 年度-316 人の参集、227 件の相談・質問
- ・ 2014 年度-346 人の参集、197 件の相談・質問

活動の効果

「被災者への相談機会の提供」、「支援制度等の情報の提供」、「被災者と弁護士のアクセス拡充」、「弁護士が被災地の課題を認識する契機」。弁護士にとっても、出向くことで地域が抱えている課題・問題を知る機会となっている。

質問・相談の分類

- ①震災直接起因（被災ローン、基礎支援金、災害弔慰金、相続など）、②高台移転（被災宅地買取、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、がけ地等危険住宅転移など）、③住宅・生活再建（加算支援金、住宅再建補助制度、災害援護資金貸付、災害公営住宅など）④その他（仮設住宅、不動産、税務、債務整理など）に分類している。
- ①～③は、補助金や制度へ申請したが認定されなかったケースが、巡回活動で相談を受け認定の対象になったものもある。様々な制度があるが、時間が経過しても周知されていない部分や、申請のタイミングでの窓口とのコミュニケーションが重要となるため、サポートしていく必要がある。

質問・相談件数の推移と相談傾向の分析

「時間経過に伴う変化」「行政の動きに伴う変化」「提供する情報に伴う変化」がある。震災直接起因に係る問題は、年度ごとに減少するが、時間が経っても解決されないまま抱えている方がいる。住宅・生活再建については、ある程度再建が目に見えてきた時に初めて、具体的な相談や質問が出てきている。行政の動きに合わせて住民の相談の内容も変わるため、復興の動きと被災者の関心がどこにあるかを把握し体制を整えている。また、制度を横並びにするのではなく、住宅再建で受け取れる一覧表を配布しながら「あなたの場合はこれとこれが対象になりますよ」と説明するなど、関心に合わせて情報を選んで提供すると相談も増える。こちらからの情報提供の仕方でも相談の傾向は変わってくる。

課題

「震災前の地域の生活形態に沿う住宅供給政策」「高台移転に伴うコミュニティ維持へ

の支援」と同時に、以下も大きな課題と感じている。

・支援制度の不均衡

同じ被災状況でも、例えば防災集団移転促進と土地区画整理事業では支援内容（金額）が異なる。震災以前からある制度を組み合わせ対応しているため、支援金額に不均等が出てきている。

・在宅避難者への支援制度の乏しさ

陸前高田に限らず、被災3県で支援・補助が少ない。住居が無事でも職場や店が被災して仕事を失った場合もあるが、今の制度（生活再建支援金、加算支援金）では住居が被災したかどうかで区分されるため補助が全くもらえない。これから新たな災害が起こることも鑑みてこのままでいいのか？

・私的整理ガイドライン（被災ローン減免制度）の活用・認定状況

被災者と銀行の間に運営委員会を設置し、ガイドラインに合致するかを審査するのが特徴の制度だが、これまでに申請した被災者の4人に1人しか使えていない。震災前のローンを抱えたままでは、新たなローンを組むことができず自宅再建を断念⇒被災沿岸部での賃貸住宅の共有不足⇒沿岸部からの人口流出というサイクルにもなってしまうため、沿岸に人を残すことに寄与するためにも、被災地から離れたところで判断している状況を変える必要がある。この制度が適切に活用できることで、被災者が不要な心的ストレスを受けずに済むこともある。

・震災関連死に関する問題

福島、宮城と比べて岩手の申請件数、認定率の少なさが目立つ。自治体で申請を受け付け⇒審査会で判断⇒自治体から結果を通知する流れだが、岩手は自治体の被災規模も大きいため、20の自治体のうち17が審査会を県（盛岡）に委託している。盛岡から沿岸の生活状況をどこまで把握できているかとの声もある。申請して認められない場合、遺族が二重（家族を失った事と認められない事）に傷ついてしまう。震災関連死の課題は、これから災害の際に私たちが取るべき対応を教えてくださいの大事な教訓となるが、申請手続きが遺族にとってかなり負担がかかることや周囲からの目=心理的ストレスもあるため、私たちが後押ししてあげることも必要。

・その他

制度の策定・運用をしていく上で、被災者一人ひとりを尊重しないと何が問題かは見えてこないが、現状では策定や運用が被災地から離れたところで行われていることが多い。これを現状に合ったものに取り戻すには、私たちが一つひとつの声を届けていく必要がある。だからこそ、私たち現地にいる人たちの役割は大きい。それが今苦しみを抱えて

いる方、将来の大災害で同じ苦しみを抱えてしまう方を助けることにつながる。

質疑応答

①住宅再建制度

災害公営住宅に入居し、高台が整備できて移る予定の場合、補助金は申請できるのか？
→陸前高田市では、腰掛入居の場合も補助金の申請ができる。

②仮設から仮設への移動に市の支援金を受けられるのか？

→仮設集約に伴う移転経費は市が対応（県の制度で窓口が市）。かかった額を負担。

③災害公営住宅の入居期限

阪神・淡路大震災で被害のあった西宮では 20 年経って退去命令が出ている例がある。
今回も期限があるのか？

→西宮では民間賃貸住宅を借り上げた公営住宅なため 20 年という期限が発生している。
東日本大震災において岩手県では借り上げ公営住宅は採用されていないので、全く同じ問題は起きないが、陸前高田も 4 年経つと所得に応じて退去の努力義務が発生する話もある
るので、それがどの程度なのか気になるところ。

③事業を現地の NPO と一緒にやることでどんなメリットがあるのか？

→それぞれの強みを活かした周知はとても効果的。チラシの個別配布や各戸に声掛けしている間の会場設営、場の雰囲気作りなど。

3. 活動分野ごとの討議・意見交換（グループ議論）

◇「今後の連携・協力・サポート体制構築に向けた情報の整理と一覧化および意見交換」

<1G 地域・コミュニティ>

- 意見交換
- ・ 帰還支援について

※詳細はグループの議事録をご覧ください。

<2G 子ども・教育/子育て・女性>

- 意見交換
- ・ 在間弁護士の講話を聞いて
弁護士の先生方の話を聞いたことのない人がまだ多くいると思うので、巡回法律相談の活動や法律がすごく身近なものだということを広げていけたら。
- ・ ふれあい教室への訪問の情報共有

発達障がいの議論を継続。※詳細は議事録をご覧ください。

大船渡には“五葉山”という親の会が集まる場を設けているが参加率は良くない様子。

- ・ 土曜こどもキャンパスからの情報提供
冬になると室内での遊びになってしまうが、外での遊びを取り入れたい。
スキー教室が再スタート。

<3G 商工・観光・産業・その他>

➤ 意見交換

- ・ 議論の目的の確認
交流人口の増加／滞在時間を増やす／事業者と団体同士の連携
- ・ 市内絶景マップの作成
現在、停滞中。※既存のマップ等を活用。
- ・ 市内イベント一覧の作成
10・11月のイベント一覧を作成し、3グループのメンバー内で共有。
→情報収集の期間や共有範囲に関しては今後検討したい。
- ・ 温泉スタンプラリー
整理した課題を、次回の会議もしくは11月中にひまわりハウスで分科会を行う。

4. その他

特になし

5. 活動報告 ※事前にメールでいただいた情報を共有。

JPF: ①第23回、「共に生きる」ファンド募集のお知らせ

募集期間：11月2日（月）～11月9日（月）

対象分野：コミュニティ支援、セーフティネット支援、生業支援、中間支援

詳細：<http://tohoku.japanplatform.org/tomoniikiru/>

②「共に生きる」ファンド期間延長のお知らせ

「共に生きる」ファンドは、2015年度で終了を予定しておりましたが、1年期間を延長し2016年度も実施することが決まりました。助成上限額や助成期間、助成対象分野などの条件は変更になります。詳細はHPでご確認ください。

詳細：<http://tohoku.japanplatform.org/tomoniikiru/2016.html>

【次回の開催日程】

- ・ 第29回 支援連絡調整会議
11月17日（火）10：00～12：00 ※会場及び詳細は別途連絡